

発議第 3 号

生活保護基準の引き下げに反対する意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成30年 6 月13日提出

提出者 松伏町議会議員 平 野 千 穂

賛成者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 鈴 木 勉

松伏町議会議長 川 上 力 様

生活保護基準の引き下げに反対する意見書

厚生労働省は生活保護の生活扶助基準を「一般低所得者世帯」に合わせるとして最大5%、平均1.8%、総額210億円引き下げの方針を明らかにしました。生活保護の生活扶助は2013年から2015年に平均6.5%、上限10%引き下げられ、加えて住宅扶助、冬季加算も減らされています。生活保護利用者の声や生活保護世帯の生活実態の検証を抜きにした引き下げは到底容認できません。

そもそも厚生労働省が、生活保護基準引き下げの根拠にしている検証方法や統計自体に問題があります。第1・十分位（最も所得が低い下位10%層）の消費実態と比較しており、生活保護制度自体の捕捉率が2割程度とされている現状では、第1・十分位との比較は、引き下げありきの計算と言わざるを得ません。しかも、第1・十分位の実質所得の上限値は1999年には162万円だったのが2014年には134万円へと下がり続けており、一般低所得者世帯の生活水準が困窮状態に置かれているのが現状です。

また、今回の基準引き下げが実行されるならば、年金や住民税非課税基準、保険料、最低賃金などにも連動し、国民生活に大きな影響を及ぼすことは避けられません。

そもそも、現在の生活保護基準は憲法25条が保障する「健康で文化的な生活を保障する」ものとは言えず、現基準の引き下げは政府の貧困対策にも逆行するものです。

よって、政府においては、生活保護基準の引き下げ方針を撤回するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 6 月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 加藤勝信様